

○仙北市空家等の適正管理に関する条例

令和7年9月12日条例第33号

仙北市空家等の適正管理に関する条例

仙北市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年仙北市条例第31号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

（空家等対策協議会）

第3条 仙北市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項並びに次条の規定によりその権限に属させられた事項を協議するため、仙北市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 委員は、市長及び法律、不動産、建築等に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（意見聴取）

第4条 市長は、法第22条第3項の規定による命令をしようとする場合又は同条第9項若しくは第10項の規定による代執行を行おうとする場合は、あらかじめ協議会の意見を聴かなければならない。

（緊急安全措置）

第5条 市長は、空家等について暴風、豪雪等により人の生命、身体又は財産に対し危害が切迫した状態にあると認め、緊急に危険を回避しなければならない状態にあり、これを放置することが公益に反すると認めるときは、当該危険な状態を回避するための必要な最小限の措置を講ずることができる。

- 2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を所有者等に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、当該空家等の所有者等を確知することができないときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を告示するものとする。
- 4 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を所有者等に請求することができる。

(関係機関との連携)

第6条 市長は、空家等について犯罪又は火災が誘発されるおそれのある場合その他の緊急を要すると認める場合は、関係機関と協議し、必要な措置を講ずることを要請することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。